飯塚市議会会議規則 資料(新旧対照表)

新	旧
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、	第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、
当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらか	
じめ議長に欠席届を提出することができる。	
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第86条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、	第86条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、
当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
2 <u>委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらか</u>	
じめ委員長に欠席届を提出することができる。	
附則	
この規則は、公布の日から施行する。	